

3-6 交通確保・輸送計画

3-6-1 町本部緊急通行車両一覧表

平成26年4月1日現在

No.	車名	登録番号	所属課名	緊急使用目的	備考
1	ハイゼット	い480-5048	総務課	緊急輸送確保用	軽トラック
2	ハイエース	ま300-4890	総務課	緊急輸送確保用	ワゴン車
3	アリオン	た501-4387	総務課	被災者救助用務	
4	プリウス	ゆ300-4736	総務課	伝達等指示業務	広報車
5	ハイエース	す88-6369	総務課	伝達等指示業務	消防車
6	スイフト	た501-3366	企画財政課	応急教育用務	
7	ウイングロード	ゆ500-7244	企画財政課	伝達等指示業務	
8	ブルーバード	た500-4527	町民生活課	伝達等指示業務	広報車
9	ノート	ほ501-1883	町民生活課	社会維持用務	
10	ノート	ほ501-1884	税務課	社会維持用務	
11	ウイングロード	ふ500-1865	保健福祉課	伝達等指示業務	広報車
12	ステラ	ち580-4393	保健福祉課	保健衛生用務	
13	EKワゴン	ひ580-1616	保健福祉課	保健衛生用務	
14	セレナ	つ501-622	保健福祉課	緊急輸送確保用	ワゴン車
15	マーチ	ひ500-6978	保健福祉課	保健衛生用務	
16	ノート	み501-9174	保健福祉課	保健衛生用務	
17	カルディナ	す500-3421	農政課	応急復旧用務	
18	ノート	す501-800	農政課	被災者救助用務	
19	ミニキャブ	け41-3135	農政課	応急復旧用務	
20	エクストレイル	や300-1435	林政課	応急復旧用務	
21	キャミ	す501-6261	林政課	応急復旧用務	
22	モーターグレーダー	る00-1135	建設課	応急復旧用務	除雪車
23	グレーダー	る000-513	建設課	応急復旧用務	除雪車
24	ファイター	ら11-5997	建設課	応急復旧用務	
25	ウイングロード	も500-9853	建設課	被災者救助用務	
26	ミニキャブ	に46-654	建設課	応急復旧用務	広報車
27	エスクード	す800-6147	建設課	応急復旧用務	広報車
28	キューブ	ち501-2233	教育委員会	応急教育用務	
29	スイフト	た501-3367	教育委員会	応急教育用務	
30	ダイナ	ち11-8995	教育委員会	緊急輸送確保用	トラック

3-6-2 災害応急対策における車両等の供給に関する協定書

甲 住 田 町 長 _____

乙 氏名又は名称 _____

住田町内に災害が発生し、「住田町地域防災計画」に基づく応急対策業務の用に供するため、車両（燃料を含む。以下「車両等」という。）の供給について、甲と乙は下記のとおり協定する。

記

第 1 乙の所有する車両の供給について、甲の申請があった場合は、乙はその所有する範囲内において、車両を供給しなければならない。

第 2 甲の乙に対する車両の供給の要請は、別紙一(1)による「車両供給要請書」又は別紙一(2)による「災害用給油券」を発行して行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によることができる。この場合は直ちに所定の書面を提出するものとする。

第 3 供給による対価の支払いの方法については、その業務の終了後、甲乙協議の上、決定する。

第 4 その他の事項については、甲乙協議の上、決定する。

平成 年 月 日

住 田 町 長 印

住 所
氏名又は代表者 印

別紙一（1）

平成 年 月 日

殿

住田町長

印

車 両 供 給 要 請 書

平成 年 月 日 締結の災害応急対策における車両の供給に関する協定書に基づき下記のとおり供給することを要請する。

記

1 要請の理由		
2 従事する場所		
3 従事の内容		
4 供給を要する車両 の種類数量	種 類	台 数
5 供給期間	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日
6 その他		

別紙一（2）

災 害 用 給 油 券

- No. 1 作 業 別
2 使用車両の責任者
3 油 の 種 類
4 給 油 量

平成 年 月 日

発行者

住田町長

印

3-6-3 町内自動車保有代数一覧表

平成25年3月31日現在

車 両	台 数	備 考
貨 物	379	
乗 合	18	
乗 用	2,028	
特 種 (殊)	109	
小 型 二 輪	38	
軽 自 動 車	2,118	
計	4,690	

3-6-4 ヘリポートの現況及び設置基準

(1)ヘリポートの現況

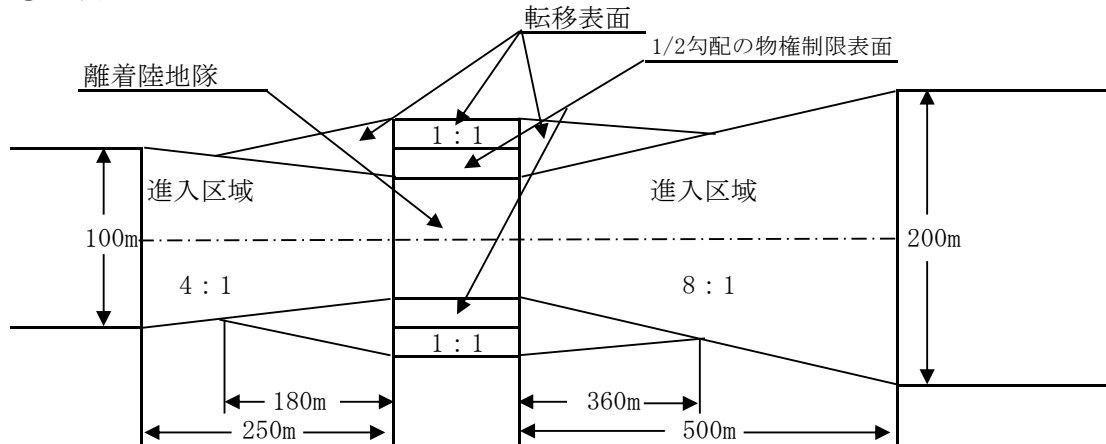
所在地	名称	施設管理者又は占有者	大きさ		利用可能機種			町庁舎からの距離		消防署からの距離		大規模特殊災害の可否	避難場所指定の有無	区分
			縦	横	自衛隊のヘリコプター			距離 (km)	時間 (分)	距離 (km)	時間 (分)			
			m	m	小型	中型	大型							
世田米字川向95-4	住田町河川公園	教育長	60	70	○	○		1.0	2	1.5	2	○		緊急離着陸場
世田米字大崎72-1	世田米中学校校庭	世田米中学校長	150	100	○	○		2.0	3	3.0	5		有	飛行場外離着陸場 (常時離着陸可能)
上有住字櫃割12-1	有住中学校校庭	有住中学校長	100	100	○	○		12.0	17	12.0	17		有	緊急離着陸場
上有住字中塚63	五葉地区公民館	教育長	90	60	○	○		18.0	25	18.0	25		有	緊急離着陸場

(2) ヘリポート設置基準

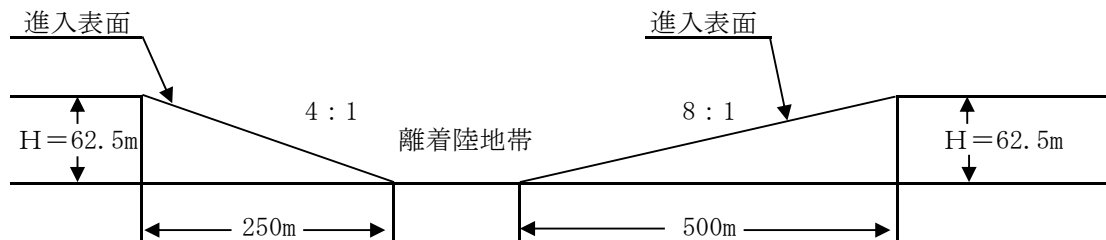
回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、移転表面の略図

(ア) 一般

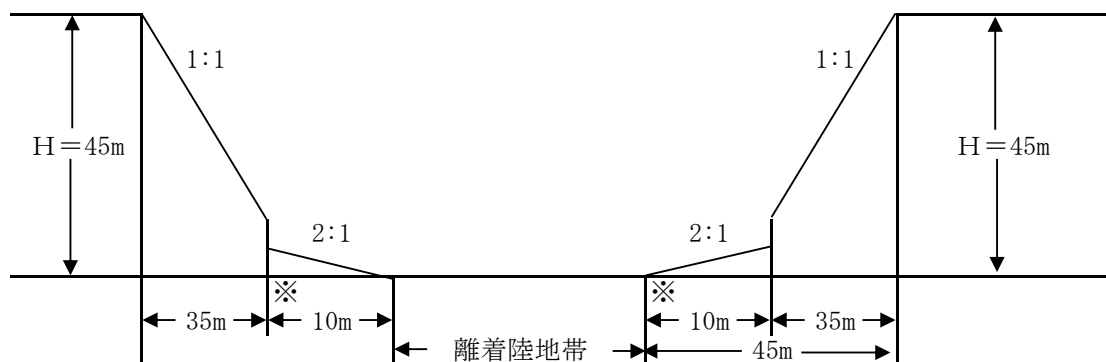
① 平面図



② 進入表面断面図



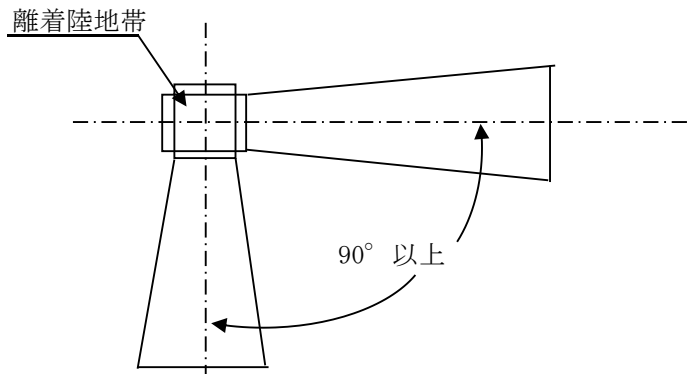
③ 転移表面断面図



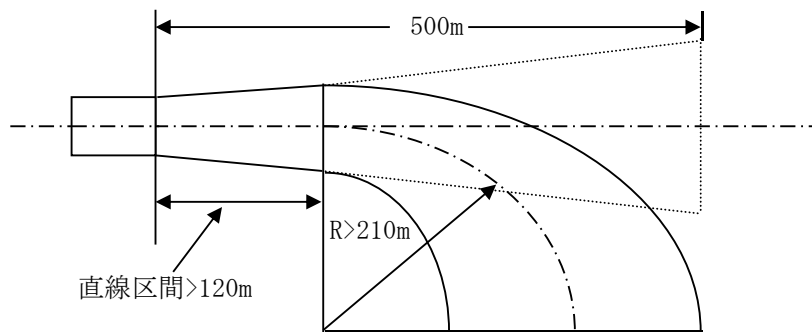
※ 離着陸地帯の外側10メートルの範囲内に1/2勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域、進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域、進入表面



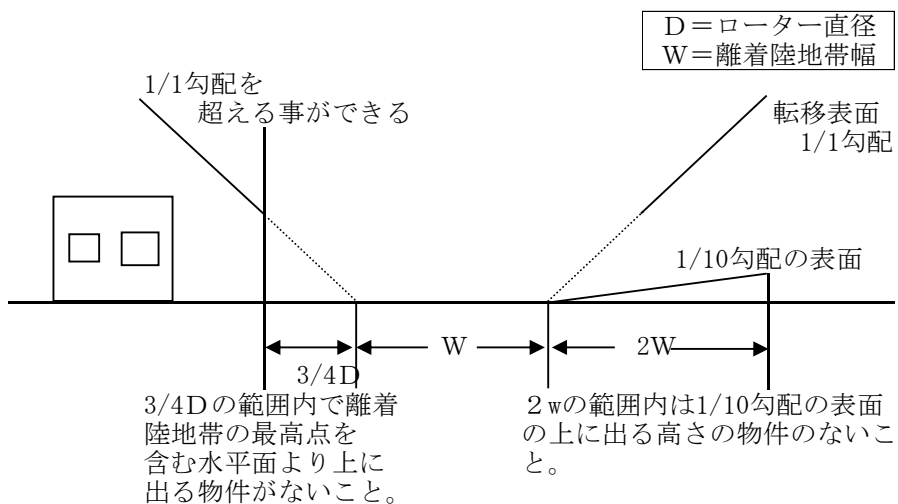
② わん曲した進入経路、出発経路の場合の進入区域、進入表面



- ※ 進入表面の勾配は、中心線上での勾配とする。
- ※ Rは210メートル以上とする。

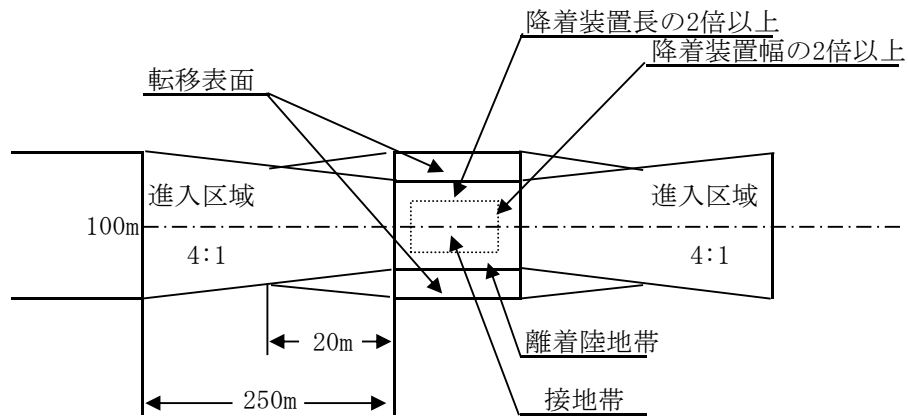
[移転表面の特例（一方の移転表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

※ 転移表面断面図

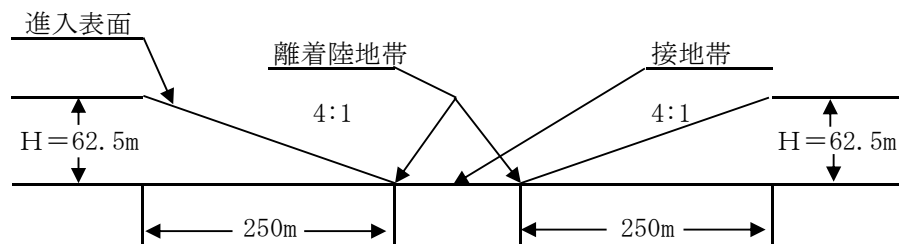


(イ) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

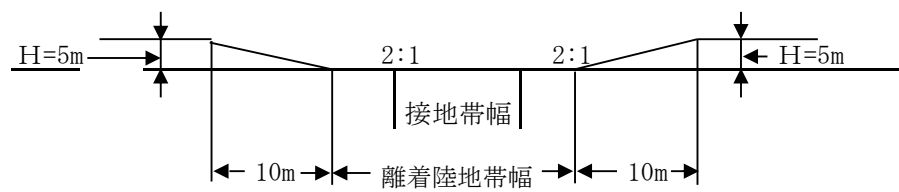
① 平面図



② 進入表面断面図

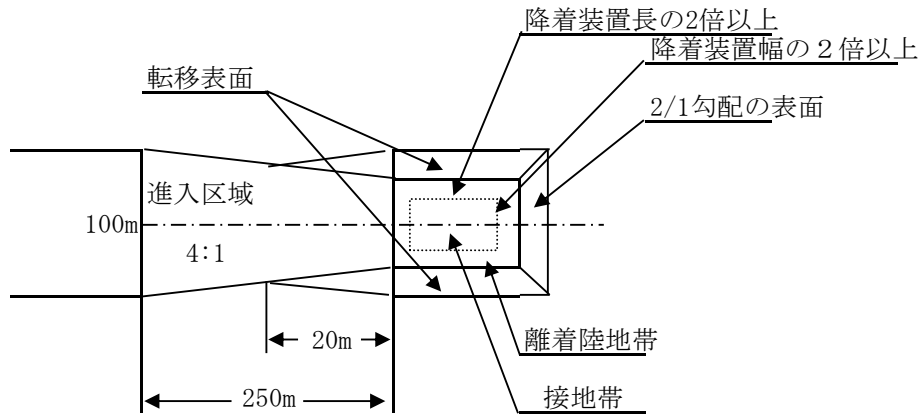


③ 転移表面断面図

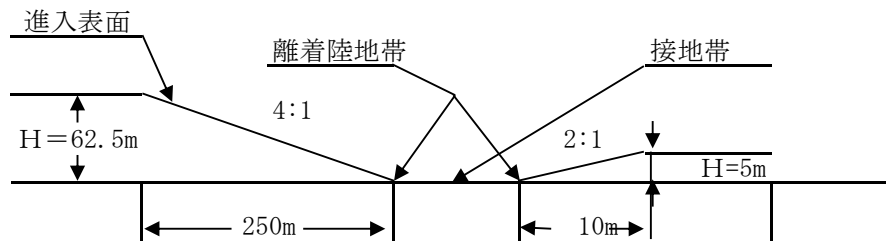


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

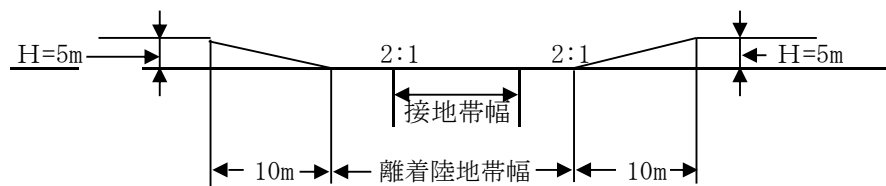
① 平面図



② 進入表面断面図

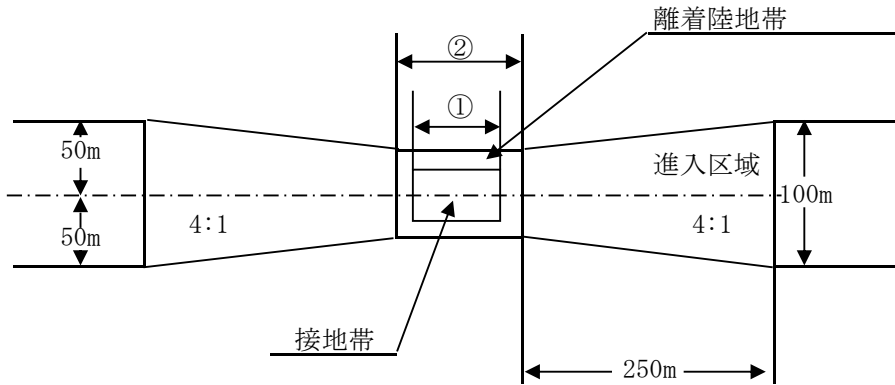


③ 転移表面断面図



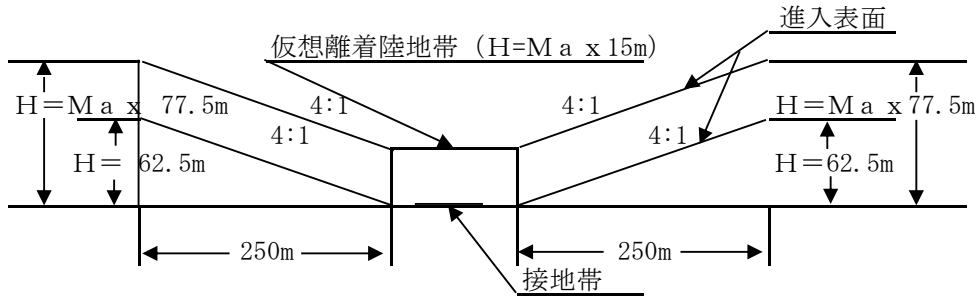
(ウ) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図

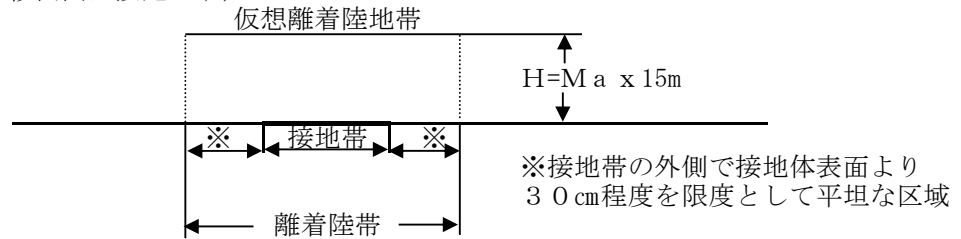


- ① 接地帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ② 離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。
 ※ 全長が20mを超す機材については全長の2倍以上の長さとする。
 ※ 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



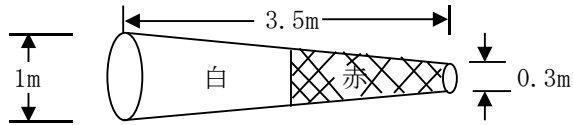
③ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)



(2) 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

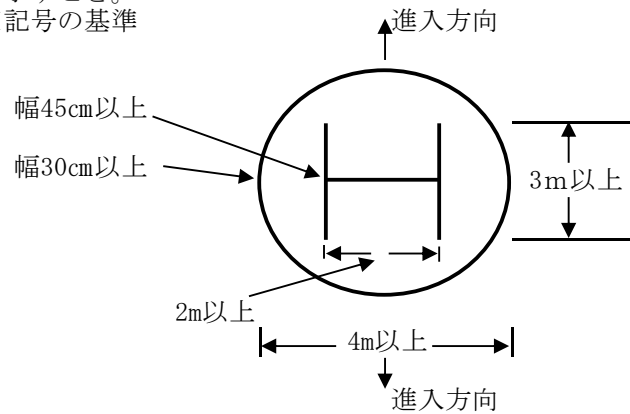
吹流しの基準



(3) 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中、点を示すこと。

H記号の基準



(4) 危険予防の措置

A 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲に立ち入らせない措置を講ずること。

B 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

C 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-6-5 燃料調達先一覧表

平成26年4月1日現在（単位:k1）

地域別	調達先	電話番号	種 別					備考
			ガソリン	軽油	重油	灯油	機械油	
世田米	横澤儀商店	46-2483	44.5	29	8	25.5	6	
	大船渡市農協	46-2665	19.2	15.4		3.8		
	吉田石油	46-2036	14	6	2	14	2	
	コメリ住田世田米店	49-1023				29.5		
上有住	紺野商店	48-2036	9.6	9.6		3.5		